

宮崎労働局第 12 次労働災害防止推進計画

誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

平成 2 5 年 3 月

宮崎労働局

< 目次 >

1 計画のねらい _____	1
(1) 計画の目標	
(2) 計画の評価と見直し	
2 重点施策 _____	1
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化	
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み	
(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進	
(4) 発注者、施設等の管理者による取組強化	
3 重点施策ごとの具体的取組 _____	1
(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化 _____	1
ア 重点とする業種対策	
(ア) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策 _____	1
建設業対策	
林業対策	
(イ) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策 _____	3
第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策	
陸上貨物運送事業対策	
食料品製造業をはじめとした製造業対策	
イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策 _____	7
メンタルヘルス対策	
過重労働対策	
化学物質による健康障害防止対策	
腰痛・熱中症予防対策	
ウ 業種横断的な取組 _____	10
リスクアセスメントの普及促進	
高年齢労働者対策	
(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み —	11
専門家と労働災害防止団体の活用	
業界団体との連携による実効性の確保	
安全衛生管理に関する外部専門機関の活用	
(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進 _____	12

労働者の安全や健康に関する経営トップの意識の高揚
労働災害防止に向けた危険感受性の向上

(4) 発注者、施設等の管理者による取組強化 _____ 1 2
発注者等による安全衛生への取組強化

1 計画のねらい

(1) 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害の撲滅を目指して、第11次労働災害防止推進計画期間（平成20年から平成24年）と比較して、本計画期間における労働災害による死亡者の数を15%以上減少させること

平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を15%以上減少させるとともに、第11次労働災害防止推進計画期間と比較して、本計画期間における労働災害による死傷者の数を15%以上減少させること。

(2) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを検討する。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみで評価するのではなく、その背景となった、又は影響を及ぼしたと考えられる社会的指標や社会経済の変化も含めて分析を行う。

2 重点施策

以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、施設等の管理者による取組強化

3 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害や、じん肺、騒音・振動障害などの古くからの職業性疾病に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっていることから、今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

ア 重点とする業種対策

(ア) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・ 第11次労働災害防止推進計画期間中における死亡災害は、前期計画期間と比較して大幅に減少したものの、5年間を平均した死亡者数は依然として年間10人を超えており、重篤度の高い災害を防止するという観点からは、全体の30%近くを占める「墜落・転落災害」、同じく15%近くを占める「激突され災害」の防止対策を徹底させなければならない。「墜落・転落災害」は半数以上が建設業で、また、「激突され災害」はほぼ全

数が林業で発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害の残る可能性が高い災害であるため、建設業及び林業に対しては、重篤度の高い災害の防止に着目した取組が必要である。

- ・ 建設業における死傷災害は平成 19 年以降概ね減少傾向にあったが、平成 24 年は増加に転じており、特に「墜落・転落災害」、「車両系建設機械等に起因する災害」の増加が顕著である。さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。
- ・ 林業においては、近年、死傷災害が高止まりで推移しており、「激突され災害」と「切れ・こすれ災害」で全体の半数近くを占めている。

(目標)

第 11 次労働災害防止推進計画期間(平成 20 年から平成 24 年)と比較して、平成 29 年までの 5 年間に於いて、建設業及び林業における労働災害による死亡者の数を 20%以上減少させる。

(講ずべき施策)

建設業では「墜落・転落災害」、及び「車両系建設機械等に起因する災害」、林業では「激突され災害」及び「切れ・こすれ災害」に着目した対策を講じる。

建設業対策

a 墜落・転落災害防止対策

(a) 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進

- ・ 平成 24 年中に発生した墜落・転落災害のうち、足場からの墜落・転落は約 16% であるが、はしご、屋根、梁、桁等からの墜落・転落が約 38% を占めたため、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、はしご、屋根、梁、桁等からの墜落・転落災害を防止するための機材・手法を普及させる。

(b) ハーネス型の安全帯の普及

- ・ 一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、作業性を考慮しつつ、一定条件下でハーネス型の安全帯等、墜落時に衝撃が少ない安全帯を普及させる。

b 車両系建設機械等に起因する労働災害の防止対策

平成 24 年中に発生した車両系建設機械等に起因する休業 4 日以上災害では、「激突され災害」、「転落災害」及び「転倒災害」で全体の半数以上を占めている。また、被災者の経験年数では、5 年以上の経験のあるオペレーターの被災割合が高くなっている。以上のことから、機械の旋回範囲内への立入禁止措置及び誘導者の配置等の徹底を図るとともに、5 年以上の経験のあるオペレーターへの安全教育の実施を促進する。

C 建設工事発注者に対する要請等

(a) 建設工事発注者に対する要請

- ・ 建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算し、関係請負人へその経費が渡

るよう、国土交通省の出先機関と連携して対応する。また、県や市町村等の官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。

- ・ 特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

(b) 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

- ・ 新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

d 解体工事対策

宮崎労働局石綿健康障害防止対策推進計画等に基づき、県等の地方自治体と石綿届出に係る情報交換を行う等、解体工事に係るアスベスト含有建材対策の推進を図ってきたが、今後、老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事の増加が見込まれるため、以下の対策を講じる。

(a) アスベストばく露防止対策

- ・ アスベスト含有建材を利用した建築物の解体工事の増加が見込まれるため、アスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、地方公共団体と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行い、不適切な事案に対しては司法処分も含めて厳正に対処する。

(b) 解体工事の安全対策

- ・ 老朽化したインフラや建造物の解体・改修工事での安全対策に取り組む。

e 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・ 近年、台風、大雨、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されるため、自然災害によって被災した地域の復旧工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

林業対策

a 伐木作業時の災害防止対策の推進

- ・ 死亡災害や障害の残る災害につながりやすい伐木作業時の災害防止を重点とした指導を図る。

b 林業関係の発注機関や労働災害防止団体と連携した取組み

- ・ 森林管理署等の林業関係の発注機関や林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部等と連携した労働災害防止の取組を図る。

(イ) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(現状と課題)

- ・ 全国の労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業及び製造業においては、それぞれ平成14年から平成23年までの過去10年で大幅な減少が見られる一方で、安全衛生行政の重点対象としてこなかった第三次産業は16.7%増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、雇用者数が過去10年で約2倍と急増しているが、災害増加率はそれを上回って過去10年で2.5倍近くになっている。

また、全労働災害の約 1 割を占める陸上貨物運送事業は、交通労働災害は年々減少傾向にあるものの、荷役作業時における労働災害の死傷者数には減少傾向が見られない。このため、労働災害発生件数を減少させるためには、小売業等や、陸上貨物運送事業における荷役作業に対する重点的取組が必要となってきた。

- ・ 小売業等は、建設業や製造業に比べ、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高いという特徴が見られ、労働者個人の行動に着目した新たな手法が必要となっている。

また、高齢者の増大による医療、介護関連産業の拡大をはじめとする国民の需要構造の変化により、社会福祉施設における雇用者の増加が見込まれることにも留意が必要である。

- ・ 陸上貨物運送事業は、交通労働災害が全体の 1 割未満であるのに対し、荷役作業中の労働災害は約 7 割を占めている。

また、荷役作業中の労働災害の約 7 割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内で発生している。荷役作業中の労働災害では、荷台や荷の上等からの墜落・転落が最も多く 3 割弱を占めているが、フォークリフト等の荷役運搬機械やロールボックスパレット（かご台車）等の人力機械による災害も少なからず発生している。こうした状況を踏まえ、陸上貨物運送事業における労働災害防止対策は、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

（目標）

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

小売業

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 20%以上減少させる。

社会福祉施設

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる。

なお、この目標は介護職員数の大幅な増加を見込んだ数値であり、雇用者数に増減がないと仮定した場合には、25%以上減少させることに相当する水準である。

飲食店

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 20%以上減少させる。

陸上貨物運送事業

労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる。

（講ずべき施策）

小売業等や陸上貨物運送事業は、労働災害が減少していない又は減少幅が小さく、特に小売業等は労働災害全体に占める割合が増加しているため、労働災害を減少させるための重点業種として取り組む。

第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）、飲食店に重点的に取り組む。

- 1 安全衛生管理体制の強化

- ・ 労働災害防止対策を進める上で、責任者を明確にする観点から、安全管理者の選任に加え、労働者数 50 人未満の事業場での安全管理体制の強化を図る。
- ・ 小売業等では、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高い傾向があることを踏まえ、現場における非正規労働者を含めた安全衛生活動の着実な取組の促進を図る。

- 2 小売業に対する集中的取組

a 大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした労働災害防止意識の向上

- ・ 小売業の労働災害のうち、事故の型別で全体の約 4 割と最も多く発生している転倒災害は、一般的に、労働の現場のみならず日常生活においても起こりうるものと考えられている。このため、転倒災害をはじめとする労働災害の防止に対する意識が事業者、労働者の双方とも希薄になりがちであり、結果として職場の安全意識が醸成されにくい傾向がある。このことを踏まえ、労働災害の防止は、経営や業務の合理化・効率化にも繋がるという観点に立ち、大規模店舗・多店舗展開企業をはじめ、転倒災害等を発生させた事業場等を重点として労働災害防止意識の浸透・向上を図る。

また、休業 1 カ月以上の重篤な転倒災害において、転倒（躓き）の原因として、「雨等の水分等による滑り」、「コード類やシート等の障害物による躓き」及び「高さが 5 ～ 10 cm 程度の比較的高低差の低い段差による躓き」が多くなっている傾向があることに着目した転倒災害防止の指導にも取り組む。

b バックヤードを中心とした作業場の安全化

- ・ 小売業では、労働災害の多くがバックヤードで発生しているため、バックヤードでの作業の実態に着目して、危険箇所の見える化（危険マップによる危険箇所の表示等）、リスクアセスメント、KY 活動等による危険の低減を事業場に働きかける。
- ・ 小売業での安全管理について、県内外の好事例を収集し、意識啓発・指導に活用するとともに、それらの事例をもとに、経営や業務管理に安全管理を組み込んだモデルを作成し、その普及を図る。
- ・ 多発している転倒災害や切れ・こすれ災害等を防ぐため、作業性、安全性、経済性に優れた安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置を普及させる。

- 3 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

- ・ 県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4 S の徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防及び職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。また、労働安全・衛生コンサルタント等の専門家を活用し、腰痛を起こさない移動・移乗介助法や介護機器の具体的な活用方法等について、事業場に対する訪問指導等を行う。
- ・ 上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報を、事業場に対する指導等に活用する。
- ・ 事業者が事業場で腰痛予防教育を行うことができるようにするための講習会を実

施し、当該講習会について、業界団体や介護労働者養成機関に対して周知を依頼する。

- 4 飲食店に対する集中的取組

- ・ 飲食店においては、転倒災害及び切れ・こすれ災害が全体の半数を占めているため、これらの事故の型による災害防止を重点として、労働災害防止活動の取組事例の収集、安全衛生対策マニュアル等の作成に取り組み、その普及を図るとともに、事業場に対する指導等に活用する。

- 5 対策の類型化と普及

- ・ 個別業種、労働災害の発生要因ごとに、事業場で取り組むべき対策を類型化して取りまとめ、意識啓発、指導等に活用する。

陸上貨物運送事業対策

a 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・ 陸上貨物運送事業の労働災害の約 7 割が荷役作業時に発生しているため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部と連携して「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知、普及を図る。

b トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

- ・ 荷主との役割分担でトラック運転者が荷役作業を担うこととなる場合には、トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。

c 荷主による取組の強化

- ・ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

なお、着荷主が発荷主にとっての顧客であり陸上貨物運送事業者とは運送契約を締結する関係にない場合には、荷卸し時の役割分担や実施事項を、発荷主が着荷主と事前に調整し、陸上貨物運送事業者との契約に盛り込むことが適当であるため、こうした点にも留意しながら取組の強化を図る。

食料品製造業をはじめとした製造業対策

a 食料品製造業

- ・ 製造業の死傷災害の 4 割以上を占める食料品製造業における労働災害防止対策に重点を置いた取組を推進する。食料品製造業の死傷災害では、食料品加工機械による「切れ、こすれ災害」及び「挟まれ、巻き込まれ災害」で半数以上を占めていることから、食料品加工用機械に対する安全対策の徹底を推進する。

b 労働災害防止団体と連携した取組み

- ・ 団塊の世代の引退や経営環境の悪化などにより、安全衛生活動に長い歴史と実績のある製造業でも安全衛生体制の再確認が急がれており、小規模事業場における安全衛生活動の底上げを図るため、中央労働災害防止協会宮崎県支部等の各労働災害防止団体と連携した取組を推進する。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(現状と課題)

- 健康面では、労災認定件数が増加している精神障害を防止するためのメンタルヘルス対策や、労災認定件数が減少していない脳・心臓疾患を防止するための過重労働対策に対して重点的取組が必要である。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療に加え、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。
また、厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害を防止し、労働者の心と体の健康を保持増進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも長時間労働の抑制が求められている。
- 印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、化学物質による職業がんの防止対策の強化が急務となっており、特定化学物質障害予防規則等による規制の対象となっていない化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっている。このため、当局管内においても、有機溶剤、特定化学物質等の健康障害防止対策に取り組んでいく必要がある。
- 業務上疾病では、振動障害が30.2%と最も多く、続いて負傷に起因する疾病のうち腰痛（25.5%）、じん肺（12.5%）となっているほか、夏季を中心に熱中症への対策の強化が喫緊の課題となっている。

業務上疾病の発生件数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
業務上疾病発生件数	90	95	75	82	92

(出典：労働者死傷病報告)

職場における熱中症の発生件数の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (25/2/28現在)
熱中症発生件数	3	1	0	3	3	5

(出典：労働者死傷病報告)

メンタルヘルス対策

(目標)

平成29年度までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。

(講ずべき施策)

宮崎労働局メンタルヘルス対策推進計画等に基づき、以下のa～dの施策に取り組む。

a 安全衛生委員会等での調査審議の徹底等

- 安全衛生委員会において、「心の健康づくり計画」を始めとした「労働者の精神

的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事」について、調査審議を行わせる必要がある。

また、常時 50 人未満の労働者を使用する事業場であって、衛生委員会等が設けられていない場合には、関係労働者の意見を聞くための機会を利用して関係労働者の意見を聴取することに取り組みさせる。

- ・ 「心の健康づくり計画」を策定することにより、事業者がメンタルヘルスカートを積極的に推進する旨の表明、事業場における心のづくり体制の整備及び問題点の把握に努めていく必要がある。

b 事業場内体制の整備

- ・ 事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任し、メンタルヘルス上の理由による休業者の有無、人数、休業日数等事業場の現状の把握に努めさせるとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

c 教育研修の実施

- ・ 事業場内においてメンタルヘルスカートが適切に実施されるよう、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であり、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。

d 職場復帰対策の促進

- ・ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」等の職場復帰に関する情報の周知を図る。

過重労働対策

(目標)

平成 23 年と比較して、平成 29 年までに週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 30%以上減少させる。
--

(講ずべき施策)

a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減

- ・ 事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。
- ・ 事業者による健康管理の質の向上のため、健診結果、事後措置実施結果の効果的な活用手法を開発し、その実施を促進する。

b 働き方・休み方の見直しの推進

- ・ 不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・ 恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

化学物質による健康障害防止対策

(目標)

平成 29 年までに化学物質のリスクアセスメント等に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。

(講ずべき施策)

a 発がん性に着目した化学物質対策

- ・ 新たに規制を行うこととなった化学物質は、局所排気装置等の発散抑制措置、作業環境測定基準等の策定の作業環境管理対策とともに、防毒マスクの使用などの作業管理対策を速やかに策定し、徹底を図る。
- ・ 化学物質のうち、強い変異原性等が確認され、労働者の健康障害のリスクの考えられる物質については、健康障害防止のための本省から示される技術指針に基づき、周知、措置の徹底を図る。

b リスクアセスメントの促進

- ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。
- ・ リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進を図る。

腰痛・熱中症予防対策

(目標)

腰痛

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業 4 日以上死傷者の数を 10%以上減少させる。

熱中症

平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の職場での熱中症による休業 4 日以上労働災害の死傷者の数(各期間中(5 年間)の合計値)を 20%以上減少させる。

(講ずべき施策)

a 腰痛予防対策

- ・ 特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）小売業、陸上貨物運送事業を重点として、腰痛予防対策の指導に取り組む。

b 熱中症予防対策

(a) 屋外作業に対する作業環境測定

- ・ 熱中症の発生状況を勘案し、夏季の一定の時期の屋外作業について、作業環境の測定（WBGT 値「暑さ指数」）の定着を図る。

(b) 周知・啓発

- ・ 職場における熱中症予防対策の積極的取組を推進するため、関係団体等に対する要請等を行い、周知・啓発を図る。

ウ 業種横断的な取組

(現状と課題)

- ・ リスクアセスメントの導入は進んでいるが、中小規模事業場の取組が遅れている。また、リスクアセスメントは、概念としては安全衛生全体を含むものであるが、現状では安全分野が先行しており、労働衛生分野の取組が進んでいない。
- ・ 60歳以上の高年齢労働者の数は、全国で平成13年から平成22年の10年間に476万人から754万人と、60%近く増加し、労働災害に占める60歳以上の割合も、平成14年から平成23年の10年間で、14.5%から20.5%に増加している。

60歳以上の高年齢労働者は、労働災害発生率も高く、今後、高年齢労働者のさらなる増加が予想されるため、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。

(講ずべき施策)

リスクアセスメントの普及促進

宮崎労働局第2次リスクアセスメント推進3か年計画等に基づき、以下のaからcの施策に取り組む。

- a 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
 - ・ 中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
 - ・ 中小規模事業場が労働安全衛生マネジメントシステムを導入しやすくするため、分かりやすい解説を盛り込んだ「中小規模事業場向けマネジメントシステム導入マニュアル」を普及促進する。なお、中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。
- b 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
 - ・ 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会宮崎県支部と連携した指導に取り組む。
- c 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進
 - ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。
 - ・ 腰痛、熱中症等の労働衛生分野においてもマニュアル等を周知し、リスクアセスメントの実施を促進する。

高年齢労働者対策

a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組

- ・ 高齢化や高齢者雇用の進展に伴う高齢労働者数の増加により、高齢労働者の労働災害が増加しているため、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう、林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部等の労働災害防止団体と連携した指導に取り組む。
- ・ 高齢労働者に対し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、周知、徹底を図る。

b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

- ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、指導を徹底する。
- ・ 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、建設業労働災害防止協会等と連携し、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
- ・ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組 (現状と課題)

- ・ 労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が発生している。このような状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。

(講ずべき施策)

上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、民間団体、専門家、関係政府機関等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

専門家と労働災害防止団体の活用

a 安全衛生分野の専門家の活用

- ・ 専門家の知識やノウハウを活用しながら、各地域の安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。

b 労働災害防止団体の活動の活性化

- ・ 労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、業界の労働災害防止活動の推進役、並びに労働災害防止に関する情報収集及び教育指導機関として、労働災害防止について最も専門的なノウハウを持つ専門家集団である労働災害防止団体の果たすべき役割はますます重要となっている。こうした役割を強化するため、行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対して

は、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。

業界団体との連携による実効性の確保

- ・ 安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。

安全衛生管理に関する外部専門機関の活用

a 産業保健機関、産業保健専門職の質の向上とその活用

- ・ メンタルヘルス対策を含めた産業保健活動について、産業医や産業保健専門職で構成された産業保健機関の活用を図る。

b 事業場の安全衛生業務での外部専門機関の活用

- ・ 小規模事業場がこうした外部専門機関を活用する際には、必要な支援を行う。

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識変革の促進

(現状と課題)

- ・ 労働者の安全や健康にかかわる問題（家族も含めれば全国民的問題）であるにもかかわらず、安全衛生対策は、企業の中でも十分に共有されていない場合もあり、また一般社会でも認知度は必ずしも高いとはいえない。
- ・ 企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければいけないという経営トップの強い意識が重要である。

(講ずべき施策)

全ての事業者が、労働者の安全や健康に配慮した職場環境や労働条件を志向する社会を実現するため、経営トップや労働者に直接働きかけを行い、安全衛生対策に関する意識を高める。

労働者の安全や健康に関する経営トップの意識の高揚

- ・ 労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

労働災害防止に向けた危険感受性の向上

- ・ 労働者本人の無意識による不安全な行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例について、職長も含めた現場の労働者に情報提供を推進することにより、労働者 1 人 1 人の安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結びつける。

(4) 発注者、施設等の管理者による取組強化

(現状と課題)

- ・ 外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、発注者等による取組を強化する必要がある。

(講ずべき施策)

事業者責任に加えて、発注者など、より上流の段階での安全衛生に対する取組を強化する。

発注者等による安全衛生への取組強化

- a 発注者等による安全衛生への取組強化
 - ・ 外部委託によって安全衛生上の配慮義務や責任を逃れたり、過度に安価な発注を行って、受注者が必要な安全衛生対策のための経費を計上できないような状況が発生しないよう、建設業以外についても、発注者による取組を強化する。
- b 荷主による取組の強化
 - ・ 荷主等が管理する施設での労働災害の防止対策も含め、貨物の運送を担当する陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。
- c 建設工事発注者に対する要請
 - ・ 建設業の発注者に対し、仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、国土交通省と連携して対応する。また官公庁発注の公共工事において同様の取組が取られるよう広く要請する。
 - ・ 特に、アスベストを含む建材の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。